

文化観光拠点施設を中核とした地域における計画策定事業国庫補助要項

令和3年3月11日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化の振興・観光の振興・地域活性化の好循環を創出するため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下、「文化観光推進法」という）第4条に定める拠点計画又は同法第12条に定める地域計画を策定しようとする事業に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、文化観光推進法第4条に定める拠点計画を作成しようとする文化資源保存活用施設の設置者又は管理者、及び同計画の共同申請者となる文化観光推進事業者、若しくは同法第12条第4項定める地域計画を作成しようとする同法第11条に基づく協議会又は同協議会の構成員である市町村又は都道府県、若しくは同計画の中核となる文化観光拠点施設（文化資源保存活用施設）の設置者又は管理者、若しくは同計画の共同申請者となる文化観光推進事業者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画策定事業
 - ア 文化観光推進法第4条に定める拠点計画の策定
 - イ 計画策定を行うために必要な調査
- (2) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画策定事業
 - ア 文化観光推進法第12条に定める地域計画の策定
 - イ 計画策定を行うために必要な調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる経費
 - ①文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画策定事業
 - ア 調査経費
 - イ 計画策定経費
 - ウ 報告書作成経費
 - ②文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画策定事業
 - ア 調査経費
 - イ 計画策定経費
 - ウ 報告書作成経費
- (2) その他の経費
 - 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2/3を限度とし、補助額の上限は補助事業ごとに1000万円とする。

(別紙)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
主たる事業費	①文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画策定事業 ア 調査経費 イ 計画策定経費 ウ 報告書作成経費	事業費	報償費	講師等謝金 指導謝金 〇〇謝金	} 補助事業者(構成員等を含む)は対象外
	②文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画策定事業 ア 調査経費 イ 計画策定経費 ウ 報告書作成経費		旅費	普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招聘旅費	
使用料及び借料		会場等借料 〇〇使用料 〇〇借料 〇〇損料	会場, 機材等借料		
役務費		通信運搬費 雑役務費			
委託費		調査委託費 〇〇委託費			
需用費		消耗品費 印刷製本費 その他需用費 〇〇費	単価が10万円(税込)以下のものに限る		
その他の経費	事務経費	事務費	旅費	普通旅費	連絡旅費
			役務費	通信運搬費 手数料 雑役務費	振込手数料等
			需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費, コピー代等